

国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長代行 理事 松野丈夫

国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会規程（平成16年旭医大達第2号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
第1条～第2条（略） （組織） 第3条 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。 （1）学長 （2）理事 （3）副学長 （4）図書館長 （5）次に掲げる部局の各教員会議が選出する当該教員会議の教授 イ 基礎医学 1人 ロ 臨床医学 1人 ハ 看護学科 1人 ニ 一般教育 1人 2 前項に掲げる評議員のほか、学長は、次に掲げる職員のうちから	第1条～第2条（略） （組織） 第3条 評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。 （1）学長 （2）理事 （3）副学長 （4）図書館長 （5）次に掲げる部局の各教員会議が選出する当該教員会議の教授 イ 基礎医学 1人 ロ 臨床医学 1人 ハ 看護学科 1人 ニ 一般教育 1人 2 前項に掲げる評議員のほか、学長は、次に掲げる職員のうちから

評議員を指名することができる。

(1) 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則(平成16年旭医大達第148号)第24条から第25条までに規定する組織の教授

(2) その他の職員

(任期)

第4条 前条第1項第5号及び第2項の評議員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、前条第2項の評議員の任期は、当該評議員を任命した学長の任期の範囲内とする。

2 前項の評議員に欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条～第11条 (略)

#### 附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第2項の評議員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和5年6月30日までとする。

3 この規程施行の際、現に第3条第1項第5号の評議員である者は、改正後の規定により選出された者とみなし、任期の末日は、令和5年6月30日までとする。

#### **【改正理由】**

評議員の任期を見直し、もって評議会の円滑な実施を図るため、所要の改正を行うものである。

評議員を指名することができる。

(1) 国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則(平成16年旭医大達第148号)第26条から第27条までに規定する組織の教授

(2) その他の職員

(任期)

第4条 前条第1項第5号及び第2項の評議員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、当該評議員を任命した学長の任期の範囲内とする。

2 前項の評議員に欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条～第11条 (略)